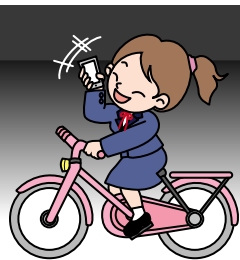


自転車での加害事故事例

自転車を運転していて交通事故を起こし、相手方に怪我を負わせるなどすれば、刑事責任や民事責任といった社会的責任を問われることとなります。

運転中の携帯電話使用

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。女性には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。



損害賠償

5,000万円

判例：横浜地方裁判所
平成17年11月25日判決

傘さし運転



歩車道の区別のない道路において傘を前に傾けてさし、前方が見えない状態で片手ハンドル・無灯火で走行中、傘をさして歩行中の女性に接触して転倒させ傷害におよんだ。

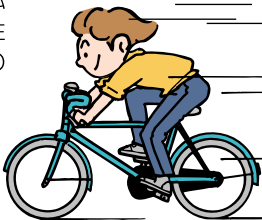
損害賠償

211万円

判例：大阪地方裁判所
平成8年8月27日判決

乱暴運転

小学5年生の少年が乗った自転車が歩行中の女性に衝突。女性は頭などを打って意識不明の重体となった。



損害賠償

9,520万円

判例：神戸地方裁判所
平成25年7月4日判決

賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。(上記金額は概算額)

自分や他人を不幸にする交通事故の当事者にならないためにも、自転車に乗るときは「車両の運転者」であるという自覚と責任を持ち、交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。

高額な賠償に備えるために

自転車事故による高額な賠償責任に備えるためには、日頃から安全運転に気を付けるだけでなく、自転車事故に対応できる保険であらかじめ備えておくことも有効です。

万が一の事故に備えて、保険等への加入についてご家族で相談してみましょう。

●自転車保険

自転車乗車中の事故による「交通事故傷害」と「個人賠償責任保険」がセットになった自転車保険が保険会社から販売されています。

●自動車保険や火災保険の個人賠償責任特約

自動車保険や火災保険には、他人に怪我をさせて損害賠償責任を負った場合などに保険金が支払われる特約を付けられるものがあります。

●TSマークの付帯保険

「自転車安全整備店」の整備士の点検整備を受けTSマークが貼られた自転車に乗車中の事故による死亡や怪我、他人への損害賠償を補償する保険です。


安全(点検・整備)・安心(付帯保険)な普通自転車のしるし TSマークを貼りましょう!

TSマークには保険が付いているので安心です! 年に一回、自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。

TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いているので、もしもの時に安心です。



赤色TSマークと保険の補償内容

 第2種TSマーク(赤マーク)	補償書	●入院15日以上 (一律) 10万円 ●死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) 100万円
	賠償責任補償書	●死亡、重度後遺障害(1~7級) (限度額) 5,000万円
見被害者金	●入院15日以上 (一律) 10万円	

平成26年10月1日から赤色TSマークの付帯保険の内容が拡充されました。(10月1日以降に点検整備を受けて赤色TSマークを貼り付けた自転車が対象)

TSマークに関する 滋賀県自転車軽自動車商業協同組合
お問い合わせはこちら TEL: 077-522-7166

★自転車に関する情報は、滋賀プラス・サイクル推進協議会HPで!

プラスサイクル 滋賀 検索

自転車を安全に利用するために!!

身につけよう!安全な乗り方

自転車も車の仲間だよ!
交通ルールを守ってね!



滋賀県イメージキャラクター「キャップフィー」

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
TEL:077-528-3682 FAX:077-528-4837